平成２３年（フ）第３２０３号
大阪府東大阪市横小路町３丁目４番７号
債務者　溝落美佐子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２０８号
大阪市北区浮田１丁目３番11―406号
債務者　近藤　良祐
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３２１４号
大阪市城東区野江３丁目28番15号
債務者　外薗　敏文
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番31―202号
債務者　豊島希美子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４０９号
大阪府大東市大東町８番44号
債務者　Ｋｉｒａｒａこと西原有美こと　韓　有美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１０号
大阪市都島区毛馬町１丁目18番７号
債務者　中川ひとみ
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４１１号
大阪市住吉区長居東３丁目10番２―207号
債務者　秋本　佳世
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４２７号
大阪市福島区大開４丁目１番１―701号
債務者　佐々木幸美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４５２号
住民票上の住所兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目３番地　あすかマンション306号
債務者　那須　恵美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５０６号
大阪府吹田市岸部北２丁目３番Ｂ３―1101号
債務者　大勝設備興業こと　本山　忠義
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３３号
大阪府高槻市大冠町１丁目８番１号
債務者　光國　太志
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３４号
大阪市天王寺区城南寺町６番14号誓安寺ビル３Ｆ
債務者　[illegible]澤美和子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５３８号
大阪市大正区泉尾３丁目14番８号　プライムコート泉尾202号、前住所大阪市大正区北恩加島１丁目４番５―407号
債務者　橋本　麗子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４１号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番35―505号
債務者　山本太佳子
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４４号
大阪府守口市早苗町３番21―304号
債務者　南野　敏孝
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５４８号
大阪府枚方市大峰北町１丁目１番７号
債務者　戸高穣こと　申　　八萬
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５９号
千葉市稲毛区作草部町647番地６　ハイツ愛花夢201号
債務者　合原　夕子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３７号
千葉県市川市大町124番地　市営住宅大町第二団地７―613号
債務者　加藤　春美
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係